

■ 誰もが利用しやすい快適で安全な庁舎

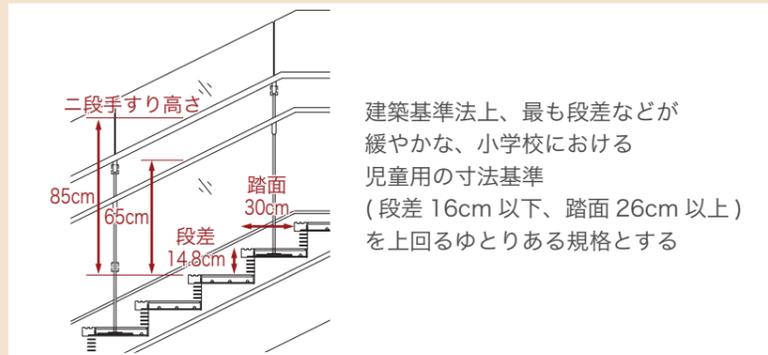
1 庁舎内の円滑な移動

○通路

- ・低層階(1～3階)の通路は、車いす利用者やベビーカー利用者が通行しやすいよう、ゆとりある幅員を確保(幅員5m～15m)
- ・低層階及び4階(議会フロア)の主要動線には手すり設置

○階段

- ・低層階の階段は、ゆとりのある踏面、段差とし、来庁者の身長差や安全を考慮して、二段手すりを設置



○エレベーター、エスカレーター(来庁者用EV8基、ESC2ヶ所)

- ・来庁者用エレベーターには、車いすが転回できる規格である障がい者優先エレベーターを2基設置
- ・低層階には、エスカレーターを設置し、円滑な移動を確保

○扉類

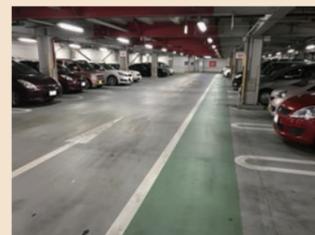
- ・庁舎の4方向の出入口に、自動ドアを採用
- ・多目的トイレ、個室相談室など、来庁者が利用するスペースの扉は、すべて使いやすい引き戸とする

○立体駐車場

- ・障がい者、高齢者、子ども連れの方々に配慮して、庁舎や通路に最も近い位置に、27台分のハートフル駐車場を整備(一般基準7台)
- ・立体駐車場から庁舎出入口の動線は、来庁者が雨に濡れないよう屋根付の渡り廊下を設置
- ・歩行の安全のため、歩行者通行帯や横断歩道を設置



ハートフル駐車場(イメージ)



立体駐車場の歩行者通路帯(イメージ)

2 誰もが快適で安全に利用できる設備

○一般トイレ(庁舎21ヶ所、立体駐車場1ヶ所)

- ・低層階の一般トイレには、高齢者やベビーカー利用者などに配慮し、手すりのある広めの個室ブースを設置

○多目的トイレ(庁舎23ヶ所、立体駐車場1ヶ所)

- ・全てのフロアと立体駐車場に、多目的トイレを設置するとともに、低層階には、男女別の多目的トイレを設置
- ・低層階の多目的トイレは、様々な用途に対応するため、設備類を分散

低層階における多目的トイレの機能分散



①西側
子ども連れの方々に配慮した多目的トイレ

②東側
障がい者や高齢者の方々に配慮した男女別の多目的トイレ

主な機能



幼児用トイレ



おむつ交換台

主な機能



おむつ対応トイレ



手すり



ベビーカーチェア



着替え台



多目的シート



非常呼出ボタン

○授乳室(低層階6室)

- ・子ども連れの方々が利用しやすいよう、給湯設備を備えた授乳室を設置

○キッズルーム、キッズコーナー(庁舎2階)

- ・子どもの様子を確認しながら手続きができるよう、個室のキッズルームや、窓口の近くにキッズコーナーを設置

○議場傍聴席(庁舎5階)

- ・障がい者や子ども連れの方々も気軽に傍聴できるよう、車いすのスペースや親子室を設置

3 障がいの状況に応じたバリアフリー設備

(1) 視覚障がい者の方々に配慮

○誘導ブロック(点字ブロック)

- ・立体駐車場やバス停、周辺道路から庁舎の入口に至る動線や、低層階及び4階の主な動線に、誘導ブロックを設置

○音声案内

- ・庁舎の出入口や来庁者用エレベーター、トイレやバス停に音声案内を設置
- ・低層階及び4階の一般トイレの内部には、設備やその配置を知らせる音声案内を設置

○触知図

- ・低層階及び4階のトイレの入口には、内部のレイアウトを手で触れて確認できる触知図を設置

(2) 聴覚障がい者の方々に配慮した設備

○補聴設備

- ・議場傍聴席に、補聴器の音を聴き取りやすくする、補聴支援設備(磁気ループシステム)を設置
- ・低層階の市民窓口にも、補聴支援装置を設置予定

(3) その他、障がい者の方々に配慮

○人工呼吸器などに用いる電源

- ・低層階にAEDを複数台設置するとともに、1階待合スペースに非常時でも使用できる専用電源を設置

○コンシェルジュの配置

- ・総合案内とともに市民窓口には、複数のコンシェルジュを配置し障がい者の方々はじめとする来庁者をきめ細かくサポート

○障がい福祉課の配置

- ・1階の入口付近に障がい福祉課を配置するとともに、専用の大小個室相談室を3室設置

○市民交流スペース、市民多目的スペース(庁舎1、2階)

- ・低層階に、来庁時の休憩などに利用できる多目的なスペースを設置